

様式 3-②

自動車運送事業者の事業停止処分

下記自動車運送事業者について、事業停止処分を行いました。

事業種別	一般貨物自動車運送事業
事業者名	株式会社 マルトリ（法人番号 7410001003276）
住所	（本社） 秋田県秋田市御所野堤台 3 丁目 3 番地 6 （営業所） 秋田県秋田市御所野堤台 3 丁目 3 番地 6
停止営業所	本社営業所
停止期間	（事業の全部停止） 令和 7 年 7 月 22 日～令和 7 年 7 月 24 日までの 3 日間 （車両使用停止処分） 11 両×18 日 計 225 日車 1 両×27 日 総計 300 日車
処分日	令和 7 年 7 月 7 日
違反の内容	令和 6 年 9 月 24 日、10 月 22 日及び 12 月 24 日に実施した一般監査において、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が判明したもの。
累積違反点数	30 点
車両数	32 両（牽引車 3 両、被牽引車 7 両、その他 22 両）